

低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

平成28年3月1日 実施

九州電力株式会社

平成 28 年 1 月 22 日 届 出

低 圧 蓄 熱 調 整 契 約

目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 範 囲	1
4	季節区分および時間帯区分	1
5	料 金	2
6	夜間使用電力量の計量	4
7	自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調 システムに対する取扱い	4
8	契 約 期 間	6
9	そ の 他	6
附	則	7
別	表	8

1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、昼間から夜間への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成28年1月22日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季特別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(1)によって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\begin{array}{l} \text{低圧電力の夏季料金} - (4) \text{ の} \\ \text{またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \end{array} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の蓄熱電

力量を算定いたします。

ロ 低圧季特別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{低圧季特別電力の夜間時間における電力量料金} - \text{(4)の蓄熱単価} \right]$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	7円80銭
-----------------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は，1パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は，供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお，計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。この場合，計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

(3) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における夜間使用電力量は，供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(2)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(4) 夜間使用電力量の計量は，1計量をもって行ないます。

7 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

(1) 次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の料金は，(2)によ

るものといたします。

イ 別表（調整期間および調整時間）2に定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ロ 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

(2) 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季時別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から5（料金）(1)によって算定された蓄熱割引額およびイによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額といたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{ロの契約調整電力} \times \text{調整時間} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット1時間につき	648円00銭
--------------------	---------

8 契 約 期 間

契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、平成28年3月31日までといたします。

9 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼動方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) その他の事項については、供給約款または選択約款の低圧季特別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

(実 施 期 日)

この選択約款は、平成28年3月1日から実施いたします。

別 表

(調整期間および調整時間)

1 調 整 期 間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，
8月13日，8月14日，8月15日，8月16日

2 調 整 時 間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，調整時間は，1時間を単位とし1時間以上継続するものといたします。